

財内第140号

平成20年10月1日

各部、課（局・署）長 様

副 市 長

平成21年度予算編成について（通知）

平成21年度予算について、次のとおり編成方針を定めたので、これに基づき予算調書を作成し、所定の期日までに提出してください。

## 記

### 1 新年度予算の編成について

本市の財政は、本通知に添付した「過去5年間の普通会計歳入歳出決算額及び主要財政指標の推移」のとおり、平成19年度決算において、実質収支は前年度を上回り、実質収支比率もここ3年間は上昇傾向にあるものの、退職手当債を2年連続して借り入れることによって黒字を確保するという厳しい状況が続いている。

また、平成20年4月1日に一部が施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により新たに算定することとなった健全化判断比率は、いずれも健全段階を示しているものの、経常収支比率は88.7%と対前年度比で3.3ポイント上昇するとともに、人件費比率は30.2%と県下市平均を10ポイント以上も上回っているなど、依然として財政の硬直化の傾向が顕著である。

さらに、景気が後退局面入りしたとされることや地価が上昇に転じていないことによる市民税・固定資産税の伸び悩みなどの要因によって、市税が増加していく見込みはなく、加えて、地方交付税や国・県支出金などの減少は避けられず、歳入全体としては引き続き厳しい状況が続いていくものと予想される。

一方、歳出では、人件費において、退職手当が年度間の増減はあるものの引き続き高い水準で推移していくが、この間の給与構造改革などの見直しを反映して全体としては減少傾向で推移していく見込みである。しかしながら、義務的経費のうちの扶助費と公

債費においては、今後も更に上昇していくことが見込まれている。また、先に実施したサマーレビューの成果として、物件費等の経費の減少が見込まれるものの、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計等への繰出金の増加は不可避であり、今後しばらくは普通建設事業費を抑制していかざるを得ないところである。

これらの歳入・歳出の推計の結果として、収支ぎりぎりの決算という厳しい財政状況が続いていくことが見込まれるため、本市の財政状況に対する理解を全ての職員に徹底するようお願いするものである。

国は、平成20年6月27日に閣議決定した「経済財政改革の基本方針2008」において、「都市と地方の格差拡大や非正規雇用の増大などの問題が生じ、さらに、原油価格や食料価格の高騰により、国民の生活への不安が広がっている。」とした上で、「真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き、最大限の削減を行う。」ことを明らかにしている。

本市においても、国と歩みを一つにして、サマーレビューを始めとした事務事業の見直しや人件費の抑制などの行財政改革を、引き続き強力に推進し、厳しさの中にも将来への展望を見出す取組を進めるものである。

## 2 編成の基本方針について

平成21年度の予算編成は、別途通知する市長経営方針を具現化するための各種施策の展開を念頭に置きつつ、予算編成に当たること。

また、サマーレビューの成果を反映するために、以下の基本方針で取り組むこととする。

- (1) 枠配分経費、政策的経費の事業分類を問わず、原則として、サマーレビューにおける見直し後に算出した平成21年度事業費を、予算要求額の上限とする。
- (2) 上限枠以内の要求であっても、平成21年度の歳入総額の見込みとの兼ね合いで、査定を行うこととする。
- (3) 「縮小」や「簡素化」等、各課の見直しの努力が反映されている事業については、査定段階においても配慮することとする。
- (4) サマーレビューにおける「廃止」事業に係る予算要求は認めない。ただし、サマーレビュー後の事情の変化等により「廃止」が困難となった特段の理由のある事業については、財政課と協議すること。

- (5) サマーレビューの調書に掲載されていない「新規」事業は、原則として予算要求を認めない。ただし、「廃止」事業同様、サマーレビュー後の事情の変化等によって要求する「新規」事業がある場合は、財政課と協議すること。
- (6) 政策的経費については、部ごとに前年度当初予算額の100%の上限枠を設けるので、「新規」及び「重点」事業などについても、各部で十分に調整した上で、その範囲内で要求すること。
- (7) サマーレビューにおいて事業のリニューアル等の見直しを実施した結果、「新規」事業として要求する場合にも、(6)の上限枠の範囲内で要求すること。

なお、査定段階において、可能な限り、見直しに対する配慮をするものとする。

これらの方針に基づいて、サマーレビューの成果を予算に反映させることにより、円滑な予算編成を行うとともに、来年度以降の健全財政の定着を図ることとする。

### 3 予算要求要領

編成の基本方針に基づきサマーレビューの成果を予算に反映させることを原則とするが、以下の諸点に留意の上、不断の見直しを行いつつ予算編成に取り組むこと。

- (1) 平成21年度予算は、市民が真に求めている事務事業を厳選し、年間予算を編成するものとする。
- (2) 第三次総合計画に沿って将来を見据え、第八次基本計画を予算に反映させながら、現場主義に基づいた市民本位の目的指向型行政運営を目指し、編成に取り組むものとする。
- (3) 予算要求に当たっては、これまでの施策を改めて見直し、行政関与の必要性や民間委託の可能性、経費支出の効率化、費用負担のあり方及び費用対効果、将来の財政負担等について総合的に検討した上で、各種施策の優先順位を判断し、事業の徹底的な峻別を行うこと。
- (4) 年々増大する財政需要に対応するため、財源の積極的な確保に努めると同時に、既定の経費についても、従来の経緯にとらわれることなく、更なるスクラップアンドビルドを積極的に進め、事務事業の大胆な見直しや整理統合を行い、経費の節減に努めること。
- (5) 事務事業の民間委託については、経費節減の手段であることを踏まえ、新たな委託の検討とともに、既に委託している事業の委託料節減の見直しを行うこと。
- (6) 経常的経費の積算に当たっては、徹底した経費の節減に努めることはもとより、事

業の廃止を含めた見直しを行うこと。

(7) 政策的経費については、部内において各課間の調整を十分に行い、要求額は、新規事業や重点事業も含め、前年度当初予算額の100%の額を限度とする。ただし、「補助金等」、「臨時職員賃金」及び「時間外勤務手当・特殊勤務手当等」については、限度額に含めないものとする。

(8) 補助金については、補助の必要性を十分に見極めた上で、引き続き、廃止を含め再検討すること。

(9) 使用料・手数料については、受益と負担のバランスのとれた適正な水準が保たれるよう、引き続き見直しを進めること。

特に、法令等の規定によらない使用料・手数料については、予算編成作業の中で改定を検討すること。

(10) 債務負担行為は、後年度の財政運営に大きな影響を及ぼすものであるため、設定に当たっては慎重に対応すること。

(11) 法令で定められた経費や光熱水費・燃料費などの年間必要経費については、決算等の実績や単価の変動等を考慮し、年度中に不足することがないように留意すること。

(12) 各特別会計は、本市財政の厳しい状況を踏まえ、「会計独立の原則」を再認識して、積極的に歳入の確保を図り、安易に一般会計からの繰出金に依存することのない財政運営に努めること。

予算要求に当たっては、一般会計の編成方針に準ずることとするが、部ごとの限度額からは除外し、それぞれの会計ごとに審査・調整を行うものとする。

#### 4 その他の留意事項

(1) 各政党、会派からの政策要望や地域からの市民要望等を実現するため、また、議会答弁を踏まえた事業実施のために予算を伴うものについては、各部課内において、緊急性・事業効果等の総合的な検討を行い、必要な予算の計上に努めること。

特に、決算認定が9月定例会に移行したことから、その審議内容を踏まえた予算の計上に努めること。

(2) 国県の財政構造改革や重点政策などを把握し、新たな補助事業等については、施策の目的や本市における必要性を十分に検討し、事業を厳選すること。

なお、補助不採択を理由として、年度途中で市単独事業に振り替えることは一切認めないので特に留意すること。

- (3) 他の部課と関連する事務事業については、関係部課との連絡調整を十分に行った上で、効率的・効果的な執行ができるよう工夫すること。
- (4) 条例、規則等の整備が必要となる予算要求については、事前に庶務課と協議するなど、準備、対応に遺漏のないよう努めること。
- (5) 適正な予算執行を推進し、繰越事業の発生を極力抑制するため、綿密な事業計画に基づく執行を心がけること。特に、用地の確保を始めとした周辺住民の合意形成や法令等の規制、工期等についての事前調査を十分に行い、執行に際して遺漏のないよう留意すること。
- (6) 情報公開条例の主旨を踏まえ、事務事業の基礎となる予算編成の段階から、行政の透明性を確保する立場で取り組むこと。
- (7) その他、編成に当たっては、事務事業の効果等を十分検討するとともに、将来の財政負担も考慮して、事業の簡素効率化・経費の節減に最大限の努力を払い、予算編成要領に基づく的確な予算計上に努めること。

以 上